

事業主の皆様へ

大学等の既卒者を正規雇用する事業主の皆様を支援します！

新卒枠での
既卒者採用！

3年以内既卒者（新卒扱い） 採用拡大奨励金 のご案内

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク（注）に提出してください。

3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

※ 当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

正規雇用での雇入れから6カ月経過後に100万円を支給

どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者であり、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない人。

- ※ 大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。
- ※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている者で、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた者が対象となります。
- ※ 平成23年度においては、平成21年3月以降に大学等を卒業した者が対象となります。

奨励金の支給対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な大学等求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

- ※ 正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者は除く）として雇用する場合」を指します。

奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6カ月定着した場合に、100万円を支給

- ※ 奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所あたり1回限りとなります。

（注）新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

支給対象事業主となる要件

1. 雇用保険の適用事業主であること
2. ハローワークまたは新卒応援ハローワークに奨励金対象となる大卒等求人(および一般求人)を提出していること
3. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介により対象者を正規雇用として雇い入れ、引き続き6カ月以上雇用保険被保険者として雇用する事業主であること
4. 雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間に、事業所で雇用する被保険者(短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。)を事業主都合により解雇等したことがないこと
5. 雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間において、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
6. 対象者が、雇用開始日の前日から起算して過去1年間に関連会社等に雇用されており、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するのは適当でないと判断されることがないこと
7. 奨励金の支給決定等に必要な労働関係帳簿(出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等)を整備・保管していること
8. 雇用開始日以降の対象者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること
9. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇い入れ、その対象者に対して労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、その対象者から求人条件が異なることについて申出があった事業主でないこと
10. 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の未納がないこと
11. 不正行為により他の奨励金および雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られていないこと
12. 雇用開始日の前日から起算して過去3年間において、対象者を雇用したことがないこと
13. 労働関係法令を順守し、適正な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること
14. ハローワークまたは新卒応援ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約している事業主ではないこと

奨励金支給の流れ

①ハローワークまたは新卒応援ハローワークへの求人の提出
(卒業後3年以内の大卒者等も応募可能とする新卒求人)

②ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの職業紹介(採用面接)

③正規雇用の開始(採用決定、正規雇用の労働契約締結)

正規雇用開始から
6カ月定着した場合

④事業所管轄ハローワークへ奨励金の支給申請(※)
※6カ月経過後の翌日から起算して1カ月以内に提出

⑤奨励金(100万円)の支給

※ 申請期限を一日でも過ぎると、奨励金を受給することができなくなりますので、十分ご注意ください。

ご利用にあたっては、必ず事前に都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。(奨励金の支給にはその他にも一定の要件があります)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・
新卒応援ハローワーク